

千葉県よろず支援拠点伴走支援事業実施要領

(事業の目的)

第1条 本事業は、千葉県よろず支援拠点（以下「甲」という。）が、生産性向上、事業継続、販路拡大等に対し意欲的に取り組む県内の中小企業者を対象に、経営者等との対話と傾聴を通じて本質的な経営課題への気付きを与えることで企業の行動変容・自己変革を促し、経営者による課題設定から課題解決に向けた自走化につなげる支援を実施することを目的とする。

(対象企業者)

第2条 千葉県内に事業所を有し、下記（１）～（４）のすべてを満たしていること。

- (1) 中小企業基本法第2条第1項で定義する中小企業者であること
- (2) 経営者の成長志向及び事業展開の意欲が強いこと
- (3) 甲と信頼関係を構築し、継続的に取り組む意思があること
- (4) 甲の求めに応じて資料等の提示及び作成など、本事業の実施に必要な協力が行えること

(支援対象取組)

第3条 甲はチーフコーディネーターを中心に、中小企業者の目指す企業の姿及び発展のためのビジョンやミッションを実現するにあたって本質的な課題及び当面の課題などについて言語化し、その認識を中小企業者と共有する。

2 前条第1項（１）～（４）を満たし、本事業による支援を希望する中小企業者（以下「申請者」という）は、次の（１）～（４）いずれかの成長へ向けた取組みを実施すること。

- (1) 事業規模（売上高、経常利益、従業員数等）の前年対比増
- (2) 販路拡大（海外展開、国内展開、マーケットシェア等）
- (3) 資本金（資本金、株式上場、特許取得、新商品開発等）の増強
- (4) その他目指す取組

3 本事業による支援を受けることにより、前項に記載したいずれかの成長および成果が期待でき、自走化につながることを。

(申請方法)

第4条 申請者は、「千葉県よろず支援拠点伴走支援事業申請書」（様式第1号）に必要な事項を記入し、甲に提出する。

(事業の採択・通知)

第5条 事業の採択は、別に定める企業選定委員会において、申請書の内容に基づき、採択の可否を判定し（条件等がある場合は付したうえで）採択者（以下「乙」という。）へ通知する。なお、採択件数については、予算の定める範囲内とする。

(支援内容)

第6条 乙は次の支援を受けることができる。なお、甲による事業計画書等の作成、補助金等の申請など実行支援は行いません。

- (1) 乙の目指す姿を達成するための支援計画書等の作成支援
- (2) 作成した支援計画書等の指標達成へ向けた定性目標の設定支援
- (3) 乙の取組みに必要な各種連携支援
- (4) その他必要と認められる支援

(支援期間)

第7条 甲が乙に供する前条（1）～（4）の支援期間は、第5条により採択した日から原則当該年度の2月28日までとする。なお、乙が支援の延長を希望し、かつチーフコーディネーターが継続して支援が必要と判断する場合は、支援期間の延長を妨げない。

(採択の取消)

第8条 乙が次のいずれかに該当する場合は、本事業による採択を取り消すものとする。

- (1) 申請内容に虚偽があると認められた場合
- (2) 採択に付した条件に違反した場合
- (3) 本事業の目的を達成できないと思われる事由がある場合
- (4) 重大な法令違反や公序良俗に反する又はその恐れのあることが認められる場合
- (5) その他採択を取り消すべき重大な事由が生じた場合

(遂行状況の報告等)

第9条 甲は必要に応じて乙から事業の遂行状況等について報告を求め、または調査することができる。

- 2 甲は、乙より提出のあった報告書等により、その事業が支援決定の内容に従って遂行されていないと認められるときは、乙に対し、適正な事業執行を指示することができる。
- 3 甲は、乙が前項の指示に従わないときは、乙に対し当該支援事業の一時停止または停止を指示することができる。

(採択事業の公開)

第10条 甲は、本事業について、必要があると認められるときは、その事業の情報（乙の名称、事業の概要等）を公開することができる。

(成果発表等)

第11条 甲は、本事業により行った成果について、乙に対し、成果について発表させることができる。

(その他)

第12条 本事業の実施により乙等に不利益が生じた場合、甲は一切その責任を負わないものとする。

(補則)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項についてはチーフコーディネーターが別に定めるものとする。

付則

この要領は令和5年6月26日から施行する。